

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 前洞A地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	前洞A地区地区計画	
位 置	各務原市那加不動丘町1丁目・2丁目の一部 入会町1丁目の一部・2丁目の一部 那加前洞新町2丁目・3丁目・4丁目の一部	
面 積	約44.3ha	
区域の整備・ 開発及び 保全の 方針	地区計画の 目標	<p>当地区は、桜丘中学校が含まれた住居地域で隣接する市街化区域と一体化して全域で宅地化が進行している。</p> <p>また、都市計画道路（岐阜・蘇原線）が地区中央を横断し小規模な商業施設やその周辺に住居系施設が立地してきている。</p> <p>今後は、都市的土地利用の需要はきわめて高くなってきているが、一部スプロール化の傾向も見られるため、不良な区画が出来ないように誘導を図り、無秩序な宅地開発が行なわれないよう市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、良好でゆとりある市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の 方針	<p>周辺地区と一体化した街づくりを進めるため、都市計画道路（岐阜・蘇原線）沿いには商業施設を中心とした土地利用を図り、その他には隣接する市街地との調和のとれた良好な住居施設の形成を図る。</p>
	地区施設の 整備の方針	<p>地区の幹線としての区画道路を整備すると共に、良好な住宅街区を形成するための区画道路を配置し、地区施設機能が損なわれないよう適正に配置する。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するため敷地面積の最低規模規制により、良好な住環境の形成とその維持保全を図る。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路			
		名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路1号	6.0 m	約 544 m	拡 幅
		〃 2号	5.0 m	約 63 m	拡 幅
		〃 3号	6.0 m	約 233 m	新 設
		〃 4号	6.0 m	約 134 m	新 設
		〃 5号	5.0 m	約 70 m	拡 幅
		〃 6号	6.0 m	約 155 m	新 設
	〃 7号	6.0 m	約 97 m	新 設	
計 画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度			150平方メートル

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」